

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8番 照屋仁士君 それでは、続けて一般質問を行いたいと思います。まず、今回の議会の一般質問も13人質問する議員中10名の方がコロナ関連で質問をしております。何をにおいても、今回のコロナ対策で行政どの部署においても、非常時のごとく業務に対応していると思います。行政の皆さんの頑張りには感謝を申し上げます。しかし一方で、やはり多くの町民の皆さんが様々な影響を受け、各種制限にもご協力いただいております。私たち議員も町民の皆さんに寄り添って活動を頑張っております。町当局の皆さんにも引き続き町民目線の対応をお願いしたいと思います。

さて、今回はコロナ関連の質問はほかの多くの議員にお任せをするといたしまして、前回に引き続き財政に対する質問であります。大きな1点目、財源を分析し歳入を増やせという質問です。3月議会において中期財政計画を基に質問をいたしましたが、議会に先立ち配付をされた第三次財政健全化計画とともに、この中期財政計画、新たな計画を作らないといけなというふうに計画どおりには進んでおりません。執行部からは新たな負担が生じたためという答弁をいただきましたけれども、しかし町民の目線で見れば、これも立ててきた財政計画がやはり反省に基づいていないのではないかと、前回私も指摘をしましたけれども、悪く言えば言い訳にも聞こえます。そして一方では、先ほどのもので言いますと、この中期財政計画を含めて、私自身も今回この議会の中で予算を認めてきた責任を痛感しながら、やはり町民には説明責任を果たしていきたいと改めて感じております。その財政健全化ですけれども、行政、懸命な努力をしていると感じますが、町民サービスの切り下げ、協働に資するはずの自治会や各種団体にまで我慢を強いているということも併せて指摘をしなければなりません。新しい第三次財政健全化計画でもこども医療費の無償化を見直す。そういったことを初め、さらなる歳出削減が目立ちます。このような状況ではさらに町民へ負担を強いる面が強いというふうな私の印象であります。今回の質問では、歳出削減で町民に負担を強いるというよりも、歳入を増やして新たなサービスへと転換をする、そういった視点で第三次財政健全化計画をもとに質問をしたいと思います。(1) 歳入それぞれの特徴を説明せよ。(2) 国勢調査を初め様々な調査や統計を生かし、財源を分析、投資的な効果を検証し、歳入を増やす努力をすべきと考えるがどうか。以上、お答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目、財源を分析し、歳入を増やせ。(1)についてお答えします。歳入には国県の交付または意思決定による国県補助金や地方交付税、地方譲与税などの依存財源と、市町村が自主的に徴収できる町税、使用料、財産収入、寄附金等の自主財源があります。

(2)についてお答えします。各種統計調査により、基準日時点での市町村ごとの人口や世帯数を初め、事業所数や業種ごとの売上額等様々な基礎数値が公開されております。また、各種統計調査の基礎数値については、計画策定等において人口推計や産業別構造の推移など、本町の状況把握と課題の整理に活用されており、その結果としてこれまでの歳

入増につながっているものと考えております。今後も各種統計調査の基礎数値から、どのように歳入増につながる施策に展開できるのか検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、まず（1）ですが、依存的な財源と自主的な財源があるというふうなご答弁でありました。この第三次財政健全化計画という計画書が配付されましたけれども、これの7ページを見ると、このような円グラフの表が載っています。ここにも依存財源、自主財源というふうに記載していますが、私も3月の質問の中で、是非ともこの投資的な経費、そしてこれを税としてとか町民への効果として跳ね返ってくるような歳入を増やす、そういった提言でありました。投資的な効果を得られると考えられる歳入項目は何か、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。主に町税、寄附金などが考えられます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私も同様に、一番その基礎的となるべきなのは町税だと考えています。町税はこの表で見ますと、平成26年度と令和元年度という比較ですけれども、この6年で7億近く増えております。これについては、自主財源である町税が増えているというふうに見えるわけです。一方で見ると、地方交付税とか国庫支出金とか、この町税が増えることによって依存財源が減っていると、表だけ見るとそういうふうに見て取れることもできるんですけれども、その中で、依存財源である地方交付税などが減っていくというふうに捉えるのか。それとも、私はこの町税というのは、人口だとか就業者数、納税額に関連している項目ですから、一概に自主財源が増えれば依存財源が減ると、そういうことではなくて、むしろ町税同様に基準財政需要額も引き上げていく、そういった要素もあると考えます。そういったことでいくと、自主財源を増やしながらか財政規模を増やしていく。この表で見ると財政規模は130億円から131億円。当然、借金の数が減っていますので、そういう結果ではありますけれども、やはりその町税、収入を引き上げながら規模を広げていく、そういった姿勢が私は求められると思いますが、当局はどう考えるかお答えください。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。交付税は地方自治体の財源不足を補うためのものですので、町税などの自主財源が増えると交付税の交付額は減るといった仕組みと

なります。しかし、本町の場合は税収の増加とともに社会福祉費、衛生費などの支出の部分も増えており、近年の本町の交付税、交付額は横ばいで推移しているという状況です。また、人口の増加等により町税は毎年1億4,000万円程度増加し自主財源は増えておりますが、引き続き第三次財政計画に基づき、歳入確保に向けた取組を推進し財源確保に努めてまいります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、答弁でありましたけれども、当然仕組みの上でこの交付税は補うものですから、当然自主財源が増えれば減るというふうに考えるわけですが、繰り返しになりますけれども、パイが増えれば基準財政需要額が増えるわけですね。ですから、当然同じ130億円であれば減るけれども、全体を増やしていけば当然増えるものだと。だから一概に交付税を減らす要因がここにあるということではないと私は理解しておりますけれども、そういうふうな考えでよろしいですか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 この基準財政収入額も増えて、需要額が変わらなければ交付税は減っていきます。ただ、同じように推移していきますと、同じ程度の交付税が交付されると見込んでいます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは言い方の問題だと思います。懸念されるのは、要するに自主財源が増えたら損するよということでは決してないよと。当然増えるのだから、全体のパイは増えないといけないわけです。人口1人が2人になれば、必要なものは倍になるわけですから、これは当然なことです。だから、説明の中でこれが増えると交付税が減るのかのような言い方はあまりよくないと、私は指摘をしたいと思います。

次に2番に移りますが、当然町の町税ですから税収という観点で前回は質問しました。前回答弁の中で、税に関する調査は目的外使用になるためできないという答弁をいただきましたが、しかし今回も含めて質問の趣旨は、歳入を増やしていくためにどういった分析をするかということです。今、様々な事業の中で企業を誘致すればとか、農家を支援すればなどという少し表現が抽象的ではないかと私は思うわけです。それよりも、やはり就労人口が100名増えることによって、町税の平均が幾らになるからこれぐらいの増収が見込めるといったような、具体的かつ分析に基づいた歳入強化を目指していくべきではないかと考えるわけですが、それについてどう考えるかお答えいただけますか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。個人や個別企業の税情報は活用できません

んが、さきの答弁で説明したとおり、町の計画策定等において各種統計調査結果などを活用し、本町の現状分析と課題を精査し、企業誘致などの施策の展開につなげていると考えています。そして計画に掲げた事業を実施し、結果として人口が増加、企業が進出し、歳入増につながっていると考えております。今後も計画策定等において、統計調査やアンケート調査等により町の現状を分析し、本町の課題を施策に反映させることで歳入増加につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 答弁では、現在もやっているけれどもこれからもやりますというような趣旨の答弁だと思います。当然、簡単ではないです。それにこれまでやっているのも評価をしております。ただやはり求められるのは、今厳しい財政状況だからこそ、町民の皆さんに分かりやすくどうやって示していくかという点で質問しています。そういったことでは、例えば外部の目を入れるという視点で、歳入を増やしていくための調査を産学連携で行ってみたい、また町民参加の中で委員会を作ってみるとか、もしくはそのコンサルだとか外部研究機関に委託とか委嘱とか、そういった手法も検討できるのではないかと思います。職員のみだけではなくて外部の目も入れて、町民により分かりやすくという視点もあるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。本町の各種計画策定において民間業者を活用して委託などをして、その委託業者において各種統計結果等も活用しやっています。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 視点では、やはりより分かりやすく、今まで以上に町民に見えるようにという視点ですので、引き続き進めるとともに、新しい方法についても随時検討していただきたいと思います。重ねて申し上げますけれども、この第三次財政健全化計画、細かい指摘はいたしませんけれども、この様々な歳出削減の中で町民の負担を強めていく、そういった視点が強いのではないかなど。そういったことを考えると、重ねて歳入の確保であるとか、新たなサービスの転換をもう少し強化すべきだと。つまりは歳入を増やして、その投資的効果でこの南風原町をよくしていくというふうに取り組んでいただきたいと思いますがどうでしょうか。お願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは第三次財政健全化計画についてお答えいたします。この計画は歳入削減ありきではなくて、まず1点目の課題として、歳入確保に向けた取組を

掲げております。ですから、我々町全体があらゆる歳入の確保に向けて取り組んでいくということとしている計画となっています。また、これまでも平成20年度と比較しますと、町税、交付税の伸びが11億円以上伸びております。これは町の各施策より町税が上がっていると。また、交付税も基準財政需要額のそれぞれの基礎単位となる事業を行ってきたということで、収入が11億円伸びていると理解しております。また、地域財政計画では、課題や問題点で一番掲げていた国保の赤字解消がありました。これは段階的に解消していくとやっていますが、既に令和元年度で国保の赤字を解消しております。ですから、我々としてはこの計画に沿って前向きに町民の福祉向上をさらに進めていく、持続可能な行政運営を進めていく計画だと認識しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 部長、今の答弁はやっているから黙っておけということですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 我々も取り組んできました。これからは議員の皆さん、町民と一緒にさらに取り組んでいきたいと。ただ、結果も示しながら取り組んでいきたいということとなっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は、その町民の皆さんから、何でこういう財政状況になったかとか、たくさん言われるんですよ。もちろん行政の皆さんも言われていると思います。やはりこれは真摯に向き合って、これからもやっていくという姿勢で取り組んでほしいなということで質問していますので、やっているのに文句を言っているように私は聞こえるので、決してそういう趣旨ではないので、理解していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。公用自転車で「自転車によるまちづくり」をであります。(1)省エネ、排ガス、経費削減、健康増進、町民にやさしいまちづくりの観点から、公用車を大幅に削減し、公用自転車を数十台規模で導入してはどうか。(2)自転車によるまちづくりで、町民と協働で省エネ、排ガス、経費削減、健康増進、町民にやさしいまちづくりを呼び掛ける考えはないかお答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目、公用自転車で「自転車によるまちづくり」を、(1)についてお答えします。本町では訪問業務、現場確認、施設維持管理、各種事業の準備、公共機関や金融機関での調整等、機材や書類を携行する業務が多数あることから、公用車を削減することは業務に支障を来すこととなります。第2次南風原町地球温暖化防止計画の観点から、公用車を普通自動車から軽自動車へと転換し、省エネ、排出ガスの低

減、経費削減の取組を行っております。そのような理由から、ご質問の公用車を大幅に削減し、公用自転車の導入は厳しいと考えております。

(2) についてお答えします。日々の交通手段を車から自転車に変えることで、排気ガスや燃料代の抑制、また健康増進についても期待することができると考えており、町民の皆様へ自転車利用のメリット、情報発信をしてみたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これも、先ほど財政が出発点にありますけれども、以前私は、町民に財政の見える化を示していく上で、借金時計というものを提案しました。借金が増えていくのか減っていくのか、そういったのを示す時計がありますけれども、そういった意味でも、しかしながら、それ以降も町行政に関しては、あらゆる機会を通じて広報だとかいろいろな媒体を通じて説明をしているという姿勢であると、私は捉えています。しかしながら、より多くの町民の皆さんに行政も頑張っているんだよという、そういった自ら姿勢を示す、そのような視点で今回公用自転車というものはどうだろうかという提案でありました。その視点で考えるとどうなのか。今業務の効率の件で答弁をいただきましたけれども、町民に示すという姿勢でどうか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。先ほど答弁にもございましたが、今回のご質問が公用車を大幅に削減するという事となっておりますので、同じ答弁になりますけれども、やはり業務に支障を来すというところがございます。それで、公用車のほうもこちらで、先ほど答弁がありましたように軽自動車に変えることで省エネにもつながると。そういう方向で町民の皆様にもこういう取組がご理解いただけるものだと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は、この公用車が軽自動車に変わっているということが町民に響くかどうかというのはちょっと疑問です。その町民の目線で是非とも今後も考えていただきたいと思います。

次に2点目の自転車によるまちづくりですけれども、やはり自らが示して、自転車でこのまちづくりを取り組む有効性についてもやっていただきたいと思いますが、それについては難しいという現状はそういう考えのようですので、県内でも名護市とかにおいては自転車専用道路の設置が進んでいます。お隣の南城市においても自転車道を活用したサイクリングイベントなんかも行っていますけれども、まさにこの南風原町は町域が非常に狭い町ということで、自転車を活用することは利便性も含めて有効じゃないかと思いますが、本町でも進める考えがないのかどうか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 自転車も交通手段の一つでございますので、沖縄県においては過度な自動車交通からの脱却というか、それを公共交通あるいは自転車、徒歩に変えていくというほうがよろしいですよという報告もございます。そういう意味では自転車というのも交通手段の一つとして、例えば公共交通を考える上では住宅からバス停とか駅までとか、そういうのは自転車を利用するとか、徒歩を利用するというのも計画の中で位置づけていくものだとは思っております。そういう計画を立てる上ではそういう位置づけをされるべきものだとは考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 抽象的ですけども、そういったことも選択肢になり得るというふうに理解はします。記憶違いでしたら申し訳ないのですが、以前はリサイクル自転車なんかも、これは環境事業だったかと思っておりますけれども、これについても販売をしていたと記憶をしています。このような形かどうかは別としても、自転車利用を促進するような取組についてできないかどうか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。以前は、そういうふうにはリサイクル自転車を手入れをしてお安く販売をしていたようなんですけども、平成7年7月に製造物責任法というものができまして、作った人の何か原因があつて、買った人が損害を受けた場合、その責任問題が問われる法律ができましたので、それ以降、町のほうでは取りやめしております。現在もそれについては考えておりません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は国内はどうなっているか分かりませんが、中国の北京とかに行くと、アプリで自転車を借りて、そして乗り捨てして新しい場所に置くと。そういったシェア自転車の取組が非常に爆発的に進んでいます。そういったことを学んだ上で、民間事業者の皆さんに参入していただくとか、そういった取組ができないかどうか、これについてお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。現段階では、それについては検討しておりません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今後検討できますか。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 答えします。今後調査検討していきたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 主管課がどこになるか分かりませんが、様々な提案ですので、検討していただければ幸いです。

大きな3番目に移ります。翔南校区の課題解決をということです。各学校区に課題はあると思います。先生方を初め、PTAや地域の皆さんで課題解決に随時取り組んでいることと思います。先日、コロナ自粛から学校も再開され、翔南小学校でも入学式が行われました。何名かの保護者の方からも小学校区でいろいろな課題があると聞いておりますので、次のとおり質問します。(1) 入学式で日の丸が中央に掲揚され、「君が代」が斉唱をされました。学校長の方針か、お答えください。(2) 送迎の車が喜屋武共同住宅店舗前を使用し、学校も教育委員会もそれをよしとしている。私は問題だと思いますが、お答えください。(3) 翔南小学校近くに児童館を建設してはどうだろうかという質問であります。

(4) 今計画されている南部東道路によって、通学路が大きく変わってしまうのではないかと心配があります。現状以上の利便性が確保できるか、お答えください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項3点目の(1)についてお答えいたします。文科省が示す学習指導要領に基づき、学校長が実施しております。

(2)について、子供たちの登下校の安全対策のため、地権者等のご理解、ご協力を得て行っている安全指導だというふうに認識しております。今後も地域の皆様のご協力をいただきながら、地域ぐるみの学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 引き続き(3)についてお答えします。児童館は4小学校校区内に1館ずつ建設しており、新たな児童館建設は予定しておりません。

(4)についてお答えします。現状と同様のルートで通学することができる計画となっています。今後、通学路としての安全及び利便性について、南部土木事務所と協議をしてみたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず1点目に、この日の丸、君が代の問題であります。今回、入学式もプログラムが短くなるように大幅に削減、縮小をされました。そういった中で、この日の丸、君が代については裁判等でも争われたりとか、様々な問題があるのかなと認識しています。現在、この日の丸、君が代について、学校教育の中ではどのように教育されているのか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 教育指導主事。

○教育指導主事 大城 圭君 お答えいたします。文科省が示す学習指導要領において、国旗については、国際化の進展に伴い、児童生徒が将来国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることが重要であるということと、教科においては、社会科において我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これらを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うと。併せて音楽科においては、国歌をいずれの学年においても歌えるように指導するというので、各教科の指導の内容の中にもありまして、学習指導要領の儀式的行事の中では、入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するように指導するものとすると明記されております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 国が示していると、分かりやすく言えばですね。そういうことで、特にこの行政としてどうのとか、仕組みはこの学習指導要領で国が示していると、そういう考えでよろしいですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 議員がおっしゃられるとおり、文科省の指導要領に基づいて実施を行っているものであります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 学校ではそういうことだと理解しました。ちょっと分からないので教えてほしいんですが、例えば役場とかでも、玄関前に日の丸が掲げられていたことも私も少し見かけた記憶がありますけれども、行政のほうには掲揚する基準とか、そういったものがあるんですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 国旗掲揚につきましては、例えば3月11日には半旗をやっ

ます。戦争、6月23日、8月15日等、そういった祈念に関して半旗を掲揚したり、また国旗掲揚をしております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 記念日に関しては行政でもやっている。これは特に基準とか、そういうことではないという理解ですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 国からの通知等に基づき、町の判断により掲揚しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 分かりました。国から通知がある日が指定されているということですね。分かりました。

次に2点目の質問です。喜屋武共同住宅の店舗前ですけれども、私はこの状況について、非常に混雑しているわけですよ。道も細いということもあります。この件、大丈夫かなと心配で、2018年12月から学校教育課へも問合せをしています。その都度回答をいただいていますけれども、適宜対応するということでした。現在も見ただけ見ると状況は変わっていないように感じるんですけども、現状はどうなっているか教えていただけますか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。現状を昨年現場に行って確認をしております。また、照屋議員ともお話しさせていただいたと思っておりますが、現在も同じように、引き続き地域の皆様のご協力を得ながら、同じように安全対策を行いながら、学校の登校、下校について対策を行っているところでございます。現状は同じでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この質問の趣旨は、喜屋武共同住宅の店舗前を使うなということではありません。以前、私は幼稚園の送迎について質問をしたときも、駐車場を閉めろということではないよと念を押ししましたけれども、即日幼稚園の駐車場を閉め切られました。それだけを見ると、問題は先送りされただけに見えます。質問の趣旨は現場の状況を改善していくというのが行政の仕事であって、現場にその責任を押し付ける、課題があっても放置する、そういった姿勢ではだめじゃないかという趣旨であります。それについてどう考えるか、お答えください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今ご指摘の部分等ですけれども、我々の考え方としては、いろいろな物事が現場では起こっています。様々な物事に教育委員会を初め、PTAの皆様、それから地域の方々と知恵や力を出し合っているいろいろな取り組みでいくと。そういう形を持って解決していくというふうな姿勢でございます。特に現場に課題を押し付けているということではなくて、物理的に現場を変えることが非常に難しいということもございますので、その辺についてはいろいろ皆さんで取り組んで解決していこうという姿勢でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、今の答弁でいくと、課題には当たらないという認識なんでしょうか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 おっしゃっている課題という形で言えば、校門前が車で非常に混み合うということが一つ、私どもも認識しております。教育委員会も以前から徒歩登校、はえぼるがんばる登校とか、いろいろ取り組みながら、できるだけ車が混み合わないようにならざるを得ながら、健康の管理もしながらということ。さらに、先生方や老人会、地域の方々も併せて登校の指導、それから交通安全の指導もしながら、ということでございます。ただ、おっしゃっているようなところで、非常に校門前の部分については、物理的にそういうスペースがないということについては、なかなかそのスペースを改造するとかということについては非常に難しい段階でございますので、そういう形で取り組んでいるということでございます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 スペースがなかなかないという、これは課題として認識している、混み合っているということも現状分かっている。別に私は車で来るなど言っているわけではないですよ。徒歩登校を奨励しているというのも当然分かっています。ただ、学校や行政がその店舗に対して協力をいただいているというふうに言っていますけれども、これは学校が聞いているんですよね。行政が確認しているんですか。本当に全ての店舗に一時使用を確認していますか。いつどのような形で了承されているんですか。あそこは4店舗から5店舗ありますけれども、全てやっていますか、どうでしょうか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。前年度確認したところ、学校長のほ

うで店舗のほうに確認を全てしているということで回答がありました。今年度も改めて入りまして、この店舗のほうには確認を取りましたということで、確認が取れております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は送迎する父兄から、本当に大丈夫ですかと言われているわけです。学校も向こうに止めてくださいと誘導されるものですから、PTAの方から、門に立っている方からは本当に借りているんですかと、大丈夫ですかと言われるんですよ。だとしても、これが地域の協力というのは私はどうしても納得できない。店舗前、民間地、契約書を交わしているのかどうか。何時から何時まで借りているのか。スペースはどのくらいなのか。様々な問題が私はあると思います。そういったことでいくと、混雑している状況も含めて、これ悪いのはまさか保護者が悪い、徒歩登校を守らない父兄が悪い、そういう考え方ではないですよ。確認したいと思います。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 最初で答弁させていただいたのですが、やはり学校は建設当時と比べて周辺の状況も変わってくる。当時の設計であればそこで、今の状態でよかったのであろうということなんですが、当然交通量も増え宅地も広がり、ということで現状になっているということでございます。ただ、そういうことになったからといって、また新たな敷地を購入したり、今ある校庭の実情、例えば学校というのは通路もあれば、園庭もあれば校舎もある、花園もある。それは当然全て教育に関する大切な施設でございます。そこに進入口とかそういったものを設けるといって、次にこの場所はどこに確保するのかということでございますので、ほぼほぼ単費になるような用地の購入とか、そういった拡張がなかなか厳しいというのが、これは実情としてご理解いただきたいと思います。

本町では第五次総合計画で協働によるまちづくりというのを、全ての行政運営で推進はしていきたいということでございますので、正式な賃貸契約とかではないんですが、朝の登校時であれば我々の会社の開店時間とは重ならないので利用していいですよというふうな、非常にありがたいお心遣いとか、現状を申し上げますと、JAの前も南風原幼稚園のことで、言い方は適切ではないかもしれませんが黙認と。止めるなどは決して言うてはもらっていないです。8時過ぎぐらいまでのピークでございますので、そういったふうに活用させて、児童生徒の安全を確保していくということでございます。可能であれば一括で周辺の敷地を確保して、どの学校も確保していきたいのでありますが、現実として非常にその対応が厳しいということでございますので、やはり現時点としては今の状況、もしくは周辺でうちのスペースも朝であればいいよということであれば、そういったご協力も賜りながら、子供たちの健全育成に努めていきたいというのが現在の教育委員会の趣旨でございます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 趣旨は理解をしています。ただ、課題としては2018年から続いているわけです。現状、協力もいただいているわけですが、これは将来に向かっても続きます。そういったことを考えると、新たな用地に関しては難しいかもしれませんが、現学校の用地の中で、例えば小学校とか幼稚園の門を後ろのほうに移動させるとか、少し安全なスペースの確保、別にこれは車寄せを造れと言ってるわけではないんですよ。安全なスペース、子供たちの通学路を守るという視点ではそういった検討もできないのかなど。当然費用もかかりますから、それは長期計画になるかもしれませんが、やはりずっと協力をお願いしておく、このような契約でもない協力の中で事故が起こったとき、何か起こったとき、例えば車をそのまま父兄が置きっぱなしにしてしまった。様々な問題は私は出てくるんじゃないかと思しますので、そういった新しい視点での検討も必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 先ほどもお答えしましたが、当然町の状況はどんどん変化していきます。あと何年後かは私も具体的には分かりませんが、学校の再配置計画等もございます。それらに合わせての全体的な形状、校庭の造り方、入り口の形状も、そういうときにはきちんと議員がおっしゃるような対応もできるように考えていく必要もあると。先ほどから協働のまちづくりというもお話ししておりますが、その辺にはやはり地域の皆さん、ご父兄の皆さんにも一工夫といいますか、安全なスペースであろうというところで子供たちの乗り降りをさせていただいて、多少なりとも体調が全然悪くない子供については、徒歩で校門はくぐっていただきたいということでございます。繰り返しになりますが、長期の展望では当然町並みとか、交通量とか、そういったものを勘案しながら、次の校庭の編成についても取り入れていきたいと考えています。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 是非とも、将来に向けても課題はつながっていると思しますので、是非ご検討もいただければと思います。

3点目、児童館の建設ですけれども、1個ずつということはできないというご答弁ですが、現在の本部児童館、翔南校区は本部児童館だと思いますけれども、それが今の場所に設置された経過などがあれば教えていただければと思います。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。本部児童館の建設された経緯ということですが、まず、遡って平成2年10月に本部区長から陳情を受けております。その後、町としては建設計画を県に提出しております。それから平成3年10月に本部児童館の新築工事契約を締結しまして、年明けの平成4年3月に本部児童館が完成し、翌月平成4年4月から本部児童館がオープンしたという経緯がございます。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この建設は翔南小学校の校区の中でどのように検討されたのか、伺えますか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 まず、翔南小学校の開校であります、本部児童館の1年前、平成3年4月に開校しておりますが、先ほど申し上げました平成2年10月の本部区からの陳情という形で受けておりますが、実際中身においては本部区が本部地内の土地を無償譲渡するというので、連名のほうに翔南小学校校区内の本部を初め、喜屋武、照屋、山川、神里、翔南小学校区内の各区長が、本部区内に児童館を建設してほしい旨で陳情がございました。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 例えば、聞かれているのは、なぜ翔南だけが学校から離れているのということをよく言われます。町内4児童館ありますけれども、それぞれ学校との距離は何メートルでしょうか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。町内4児童館、各小学校との距離ということでございますが、まず北丘小学校校門から北丘児童館までは約230メートル。南風原小学校と兼城児童館の距離は約270メートル。津嘉山小学校のすぐ校門向かいの門扉がありますが、門扉から坂を下りまして津嘉山児童館まで約350メートル。翔南小学校においては、喜屋武区の県道側のほうから下りて喜屋武地内の公園などを通して徒歩で行くとして、本部児童館まで約800メートルの距離となっております。併せて先ほどの答弁で各字が無償譲渡という表現で答弁いたしましたが、無償の賃借でこの児童館を建設するというので町の方針がございましたことに改めたいと思います。本部区がこの本部児童館を建設するに当たっては、無償の賃借によって本部児童館を字本部の所有の土地に建設してほしいという旨で陳情がございました。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 距離だけ見ても非常に、翔南校区だけ800メートルということで、当然諸々の理由は、経過を私はこれまで分かりませんでしたのでそういう説明はしたいと思いますが、先ほど話しました通学路の安全性についても、その担保としてだったり、またこの距離と場所の子供たちの利便性、そしてまた今様々なところで課題として上げられ

ている公設民営の学童、そういったものも含めて場所や規模、用途なども検討した上で、その翔南小学校に隣接した形で児童館を建設したら、その子供たちにとっては非常にいい環境になるんじゃないかなと、こういう考え方もあるわけですが、それについてどのようにお考えか教えてください。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本町では全ての各小学校区に1つの児童館を設置しております。また、新たな児童館は建設を予定していないことから、この放課後の過ごし方という部分については既存の児童館での活用以外にも学童の利用もございますし、また各学校においては、放課後子ども教室のほうも実施しておりますので、そういった部分を活用いただければと考えております。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは次の質問に移ります。南部東道路ですけれども、現在と、その通学路として安全性及び利便性については確保されるということですが、現在以上にその通学路の利便性が担保されるのかどうか。また様々な、地域説明会の中でもそういった不安の声等もありました。それも含めて、答弁では協議していくと書いていますけれども、改めて地域の声や今まで以上の利便性を担保してほしいというお願いですけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 答弁いたします。現在、南部東道路については、県のほうからはジャンクション部、これは那覇自動車道と南部東道路との交差点でありますけれども、橋梁も含めて立体交差点の予備設計を行うと伺っております。それで、令和3年度には詳細な設計をしていくこととなります。議員がおっしゃっている路線の、これは神里区のほうからの路線になりますけれども、実施設計についてはこれからでございます。通学路とそれから利便性の確保や地域の声も、南部土木のほうに反映できるように協議してまいります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 大きい計画ですので、是非ともお願いをしたいと思います。

大きな4点目に行きたいと思います。南部水道問題は怎么样了かであります。(1)3月末の南部水道議会において、給与問題に関連する令和2年度予算が可決をされました。先日開催された本町の全協においても派遣議員より丁寧に報告がされました。しかしながら、私はこの課題については派遣議員というよりも当然この執行部、これは水道執行部になるのかもしれませんが、執行部より報告されるべきと考えております。これにつ

いてどう考えるか、お答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項4点目についてお答えします。南部水道は独立した機関でありますので、事業運営に関しては組合議会において説明、判断されるものだと認識しております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回の答弁でいくと、この課題については南部水道の問題だから、南風原町当局には説明する責任も権限もないということによろしいですか。また、詳細についても派遣議員から聞くべきだと、そういう考えですか。お答えください。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。議員のご質問のとおりでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これですね、今のことでいくとちょっと私は納得できないと思うわけですが、平成30年12月の定例会でも私はこの件に触れました。町長は、住民の皆さんに説明責任を果たせるような指導をしてまいりたいと答弁をされています。今の答弁でいくと、あっちで聞けと、詳細も議員から聞けと。ちょっとこれでは説明責任を果たせる指導なのかどうか、ちょっと疑問ですけれども、これはどのような指導だったんでしょうか。お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 南部水道企業団に関するご質問につきましてお答えいたします。担当課長のほうからは、町としてはなかなかこういった説明をすることは無いというような趣旨だったと思うんですけれども、ちょっと乱暴になりまして失礼をいたしました。申しますのは、南部水道企業団につきましては、地方公営企業法の管轄でございます、その中で私たち構成町の町長である理事でございますけれども、理事の役割といたしましては、この企業団が住民の福祉を確保するために、必要があると認める場合は必要な指示をすることができるという立場でございます。同時に、企業団内の規約に関しまして見ますと、企業団の業務が適切に運営されるように図ることを目的とすると。それが我々理事の役割でございます、先ほど議員がご質問いたしました町長は指導していくという答弁じゃなかったのかということでございますけれども、うちの担当職員、町の職員への指導ということではなくて、申し上げましたのは、理事の立場として南部水道企業団企業長に対して

指導していくというような趣旨でございます。日にちなどは定かではございませんけれども、明確には覚えておりませんが、企業団の企業長に二、三点指導したことを記憶にございます。まずこれは、給与問題の過払い分と未払い分があるわけでございますけれども、この過払い分、未払い分の時効、これについてどう考えるかということをお話ししました。可能な限り、時効が進行しないように早目に対策を取ってもらいたいということを、理事として企業長に提言といたしますか、そういったことを話した記憶がございます。あと1点は、給与問題でございますので、どうしても関係予算の議決が必要になってきますから、議会に提案する際は、是非とも企業団の議員の皆さんに丁寧に説明をしていただいて議決をもらうようにと。そういったことをまず議会に対してちゃんと説明することが第一義的な説明責任ですよということをアドバイスした記憶があります。その後、一定の落ち着きが見えたら、解決に向けて一定の方向性が見えたり、あるいはまたこの方向で行くと、解決に臨むという時期になればしっかりと記者会見をするなり、また企業団の広報紙あるいはホームページ等を通じて、町民の皆さんに説明を周知をしていただきたいと。そういった3点ほど提言といたしますか、意見といたしますか、そういったことを申し上げた記憶がございます。そういうことで、八重瀬町長と私、2人の理事で、可能な限り町民の皆さんに、あるいは議会にしっかりと説明ができるようにやってもらいたいということを、これが我々の説明責任に対する一つの役割かなと考えて取り組んでまいりました。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町長、丁寧にありがとうございました。私も、これは一般質問ですけども、多くの町民の皆さんからいろいろな意見を聞いてここで質問しています。時には厳しい口調で、行政の皆さん嫌な思いをすることもあるかもしれませんけれども、行政の皆さんも町長に代わって発言していると私は理解していますので、少し理解しやすいような答弁をいただければありがたいですけども、まず一義的には南部水道当局に説明を求めたいと思います。私も傍聴に行っていますが、議会の中での説明もそれで全てかなと、詳細についてこれは派遣議員に聞くものなのかなと、私も非常に疑問があります。それも含めて今回の課題、県内では唯一の広域行政のこの水道企業団です。水道行政をどう両町が管理をしていくのか、同企業団における広域行政のメリットやデメリットなど、これについても私は前回質問したところ、副町長からまだ議論に至っていないと。様々な今ある課題を一つずつ解決をして、それから進めていきたいと副町長からも前回答弁をいただいています。そういった意味では、是非とも両町で議論を進めて、やはりその両町の町民に納得できる形で示していただきたいと考えるわけですけども、それについても先ほどの答弁でよろしいですか。それについてもちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 先ほども答弁いたしましたけれども、一義的には議員もご理解なさっているようですけども、南部水道企業団が水道利用者に対してしっかりと説明するということが、これは一義的な説明責任だと私は認識しております。我々の場合は、その南

部水道企業団の、はっきり言いまして予算になるんですけども、その予算を我々が南風原町議会に議案として提案するわけでもないですので、当然議員方から質疑があるわけでもありません。一般質問で取り上げていただくことに関しましては、我々は真摯に答弁してまいります。全体協議会あたりで、もし南部水道企業団の議員が報告した後に補足すべき点とか、あるいはまた我々にしかない情報等の開示などはそれはやっていきますけれども、こちらから、町として議会あるいはまた町民の皆さんに説明をするというふうな機会は、私はないんじゃないかと考えております。ただ、南部水道企業団の記者会見なり、説明会なり、そういったものには理事として出席する義務はあるのかなど。そのあたりは認識はいたしております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回、南部水道の議会では予算が計上されて未払い、過払い、この回収するものも含めてこれで解決というような判断がされているのではないかと考えるわけです。説明の求め方については今後検討していきますけれども、是非とも町民の見える形で行っていただきたい。これがしっかりできないと広域行政のメリットは私はないと思いますので、今後求め方は検討していきたいと思います。以上で終わります。